

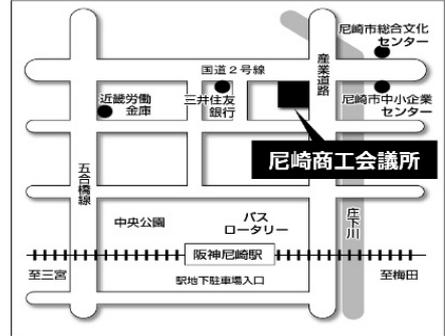
## 安全管理者選任時研修(令和7年度)

尼崎労働基準協会HP よりWEB予約できます。

|      |            |     |        |        |        |        |        |
|------|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 講習日時 |            | 4月  | 5月第1回  | 6月第2回  | 7月     | 8月第3回  | 9月     |
| 学科   | 8:20~19:00 |     | 8日(木)  | 27日(金) |        | 21日(木) |        |
| 講習日時 |            | 10月 | 11月第4回 | 12月    | 1月第5回  | 2月     | 3月第6回  |
| 学科   | 8:20~19:00 |     | 19日(水) |        | 28日(水) |        | 25日(水) |

### 講習会場

学 科 : 尼崎商工会議所会議室(尼崎市昭通通3-96) (バイク駐車禁止)



### 受講料

|       |             |
|-------|-------------|
| 会員    | 15,400円(税込) |
| 会員外   | 17,600円(税込) |
| テキスト代 | 1,650円(税込)  |

定 員 各回40名

### 受講対象者

①新たに安全管理者の職務に就く方 ②安全管理の勉強をしたい方

### 注意事項

- ①受講当日本人確認のための書類として、次のいずれかをご持参ください。  
1)運転免許証 2)健康保険証 3)マイナンバーカード 4)その他
- ②申込確定後は、キャンセルされた場合でも、受講料は返金できません。
- ③キャンセル、受講者・受講日の変更については、「WEB予約」申込み手順をご覧ください。
- ④遅刻・早退は法定講習時間不足のため、修了証の交付は出来ません。
- ⑤各受講者の個人情報は当事務所が安全に管理し、本講習の目的以外には使用いたしません。

### 根拠法令

労働安全衛生法第11条、労働安全衛生規則第5条

労働安全衛生法の改正(平成18年10月1日施行)により、労働安全衛生規則第5条の規定に基づき、安全管理者の資格要件として従来の実務経験に加え、厚生労働大臣が定める安全管理者選任時研修を修了することが義務付けられています。

### 講習内容

| 区分  | 講習科目                         | 講習時間   |
|-----|------------------------------|--------|
| 学 科 | 安全管理                         | 3時間    |
|     | 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 | 3時間    |
|     | 安全教育                         | 1時間30分 |
|     | 関係法令                         | 1時間30分 |